

文化芸術活動基盤強化基金補助金交付要綱第5条に基づく公表事項

令和7年4月22日現在

イ 基金の名称	文化芸術活動基盤強化基金
ロ 基金の額	15,079百万円
ハ 上記ロのうち国費相当額	15,079百万円 ・クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業（残高：5,579百万円） ・クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）（残高：9,500百万円）
ニ 支援事業の概要	<p>○ クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業（令和5年度補正） 次代を担うクリエイター・アーティスト等を育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を、弾力的かつ複数年度にわたって支援するため、「クリエイター・アーティスト等育成事業」及び「文化施設による高付加価値化機能強化支援事業」の2事業を実施。</p> <p>○ クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）（令和6年度補正） コンテンツ分野において、国際的な活躍を目指す学生や社会人に必要となるスキル等を習得する育成プログラムの構築・実践を、弾力的かつ複数年度にわたって支援し、もって、コンテンツ分野において、クリエイター等の国内外での活躍を促進するため、「コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援事業」及び「コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人育成支援事業」の2事業を実施。</p>
ホ 支援事業の目標	<p>○ クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業（令和5年度補正）</p> <p>1. クリエイター・アーティスト等育成事業 若手クリエイター・アーティスト等の挑戦、経験蓄積、ネットワーク形成等を後押しし、新たな芸術の創造など我が国の芸術活動の活性化を促すとともに、ビジネス展開も視野に総合的な人材育成支援を推進する。</p> <p>2. 文化施設による高付加価値化機能強化支援事業 博物館や劇場・音楽堂等の文化施設について、グローバルに活躍する若手クリエイター・アーティスト等の育成の一環として、当該若手クリエイター等の「国内における活動の拠点」かつ「活動に対して新たな高い価値を付加する拠点」としての機能形成を推進する。</p> <p>○ クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）（令和6年度補正）</p> <p>1. コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援事業 大学・専門学校等教育機関と企業・関係団体等が連携して、国際的な場での実践も含めた育成プログラム等を開発・実装化する取組を推進する。</p> <p>2. コンテンツ創造・海外展開における実践的な社会人育成支援事業 コンテンツ関係企業・団体等が、海外専門機関での実践も含めた育成プログラム等を開発・実証・実装化する取組を推進する。</p>
ヘ 支援事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	公募情報参照 1. クリエイター・アーティスト等育成事業 (1) クリエイター等育成プロジェクト支援（補助型） https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/kiban/creator/hojo/ (2) クリエイター等育成プログラム（委託型） https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/kiban/creator/itaku/ 2. 文化施設による高付加価値化機能強化支援事業 https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/kiban/bunkashisetsu/ 3. コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援事業 https://wwwsv1.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2025/r6bosyu/ 4. コンテンツ創造・海外展開における実践的な社会人育成支援事業 https://wwwsv1.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2025/r6bosyu/